

(別紙様式 3 号)

公益財団法人秋田県国際交流協会インターンシップの受入に関する協定書

公益財団法人秋田県国際交流協会インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「甲」という。）と〇〇〇大学（以下「乙」という。）は、乙に在学する学生（以下「実習生」という。）にインターンシップをさせることに関し、次のとおり協定を締結する。

1 趣旨

甲は、実習生の就業意識の向上及び県内の国際交流、国際理解及び多文化共生に対する理解を深めることを目的として、別紙実習生名簿掲載者を実習生として受け入れることとする。

2 実習生の氏名等

実習生の氏名、実習受け入れ所属、実習期間、及び実習場所は別紙実習生名簿のとおりとする。

3 報酬等

甲は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

4 実習生の実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

5 実習生の服務等

(1) 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

(2) 実習生は、実習時間中、甲に勤務する職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

(3) 実習生は、委託期間中に知り得た秘密について、実習期間中はもとより、実習終了後においてもこれを漏らしてはならない。

(4) 実習生は、学習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に甲の承認を得なければならない。

(5) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

6 実習中における事故責任等

(1) 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(2) 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって要綱第6条の規定に反する行為により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

7 実習の中止

甲は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(1) 実習生が要綱第6条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

8 その他

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市中通2丁目3番8号
公益財団法人 秋田県国際交流協会
理事長 佐竹 敬久

乙